

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社 京葉興業  
代表取締役 鈴木 宏和

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 平成28年4月27日

許可の有効年月日 令和5年3月28日



## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 廃石綿等、オ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年3月29日	新規許可
平成28年4月27日	更新許可（優良認定）
平成28年12月2日	変更許可（有害物質の追加）
令和2年12月15日	変更許可（有害物質の追加）
令和3年5月17日	変更許可（有害物質の追加）

## 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	○	○	○	○	—
カドミウム又はその化合物	—	○	○	○	○	—	—
鉛又はその化合物	—	○	○	○	○	—	—
有機燐化合物	○	○	○	○	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	○	○	—	—
砒素又はその化合物	—	○	—	○	○	—	—
シアン化合物	○	○	○	○	○	—	○
PCB	○	○	○	○	—	—	—
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	—	—
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	—	—
ジクロロメタン	○	○	○	○	—	—	○
四塩化炭素	○	○	○	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	—	—
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	—	○	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	—	—	—	—
チウラム	○	○	○	○	—	—	—
シマジン	○	○	○	○	—	—	—
チオベンカルブ	○	○	○	○	—	—	—
ベンゼン	○	○	○	○	○	—	○
セレン又はその化合物	—	○	○	○	○	—	—
ダウキン類	○	○	○	○	○	—	—
1,4-ジチオキサン	○	—	○	○	—	—	○